

監査委員公表第5号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和5年12月25日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 善波 宣雄

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の実施日

令和5年11月8日（水）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 善波 宣雄

4. 監査対象とした部課等

健康福祉部福祉保険課

健康福祉部高齢介護課

議会事務局庶務課

5. 監査の範囲

令和5年度9月末における財務並びに事務の執行状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

政務活動費については、政務活動費収支報告書及び政務活動費交付申請書等関係書類一式により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

なお、議会事務局庶務課の監査は、地方自治法第199条の2の規定により、善波宣雄監査委員は除斥とした。

7. 所掌事務の概要

(1) 福祉保険課

社会福祉事業及び障害者福祉事業の計画調整、民生委員・児童委員、自立支援医療、国民健康保険事業の企画及び運営、神奈川県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること等を担当している。

(2) 高齢介護課

地域包括支援センター、ことわらない相談支援及び福祉相談の連携調整、居宅生活支援事業、介護保険事業の企画運営、要介護認定、介護サービス費及び介護予防サービス費の支給に関すること等を担当している。

(3) 議会事務局庶務課

議会に関する条例、規則等の制定、改廃、議会だよりの編集及び発行、議会本会議の議事、委員会、各種法規の調査、研究に関すること等を担当している。

8. 監査結果

各課とも令和5年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

以上